

令和7年4月1日

高齢者虐待防止に関する指針

渋谷区グループホーム恵比寿西二丁目

(総 則)

第1条 この指針は優つくり小規模多機能介護 乃木坂として施設が一丸となって利用者に対する高齢者虐待を防止し、もって利用者の人権および尊厳を守るための以下の諸活動を定める事を目的とする。

- (1) 高齢者虐待防止法の理解
- (2) 高齢者虐待の防止

(高齢者虐待の定義)

第2条 『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』(以下、「高齢者虐待防止法」という)では以下の行為を高齢者虐待にあたるとしている。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること、また正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護放棄

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にワイセツな行為をすること、または利用者にワイセツな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(高齢者虐待防止の根拠)

第3条 以下の見地にたち、優つくり小規模多機能介護 乃木坂では高齢者虐待防止に向けて取り組むものとする。

(1) 虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

当施設の職員は虐待・不適切なケアの未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

- (2)事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み。
- (3)提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりがねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み。
- (4)施設職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み。
- (5)指針及びチェックリストの定期的な見直しと周知。

(虐待防止のための指針・施設における虐待防止に関する基本的な考え方)

第4条 当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護を目的に高齢者虐待を未然に防ぐとともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為のいずれも行なわない。

(虐待に対する職員の責務)

第5条 高齢者虐待防止について施設を挙げて取り組むため、各職種が以下のような役割を負う。

(1)施設長(事業所責任者)

高齢者虐待防止を当施設運営の重要課題として位置づけ、実現に向け強い決意を表明しリーダーシップを発揮していく。

(2)生活支援課(課長)

高齢者虐待防止に向けての情報収集をおこなう。

(3)介護主任

高齢者虐待防止に向けて体制作りを行い、現場で発生する問題や課題解決にあたる。

(4)介護職員

高齢者虐待防止についての施設の方針を理解し、積極的に取り組む。課題が発見されたら適切な情報収集後、ユニットリーダーに相談する。

(委員会の設置)

第6条 高齢者虐待防止について施設を挙げて取り組むため、当施設に「高齢者虐待防止委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

(1)委員会は次に掲げるもので構成する。

ア 施設長(事業所責任者)

イ 生活支援課(課長)

ウ 介護主任

エ 介護職員

オ その他、施設長が必要と認めた職員(外部の専門職も含む)

- (2)施設長(事業所責任者)は上記職種より委員長を任命することができる。
- (3)委員会は、3か月に1回の定期開催および委員長の判断による臨時会を開催する。
- (4)委員会に所属しない専門職にもカンファレンス等にて専門的見地からの意見を求める。

(委員会の責務)

第6条 委員会は下記の業務を行う。

- (1) 高齢者虐待防止についての施設内研修を実施し、啓蒙する
- (2) 高齢者虐待の問題提起に至る経過の確認
- (3) 高齢者虐待発生時の法人への報告、および区市町村への通報

(虐待発生時の対応方法に関する基本方針)

第7条 虐待を発見した場合には以下の対応を行う。

- (1) 虐待の発見及び通報
 - ・職員は利用者、契約者または職員から虐待の通報があった場合は、本指針に沿って対応する。
 - ・利用者に対して虐待等が疑われる場合は、施設長に速やかに報告するとともに、施設長は区市区町村に報告し、速やかに解決に繋げる。
- (2) 具体的な対応
 - 問題発生時、委員会は以下の対応を行う。
 - ① 問題提起
 - ある利用者について高齢者虐待の疑いがあると判断された場合は、委員長に報告する。委員長は施設長(事業所責任者)に報告する。
 - ② 高齢者虐待の事実確認
 - 委員長は必要に応じ責任者と事実確認を行い、委員会を開催する。
 - ③ 高齢者虐待の通報
 - 委員会で事実認定された場合、施設長は法人および区市町村への報告を行う。
 - ④ 高齢者虐待の是正
 - 委員会で是正案を検討し、各部署に是正策を展開する。
 - ⑤ 是正のフォローアップ
 - 委員会で是正の効果測定を行い、効果が確認された場合、是正完了とする。効果が確認できない、もしくは効果が不十分の場合、是正策を再度検討し展開する。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

第8条 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止

を徹底する。

(1) 具体的には、次のプログラムにより実施する。

- ・高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ・高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

(2) 研修は年2回以上行い、新規採用時には必ず研修を実施する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第9条 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。

虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。

- (ア) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った当人に事実確認を行う。
- (イ) 虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。
- (ウ) 必要に応じ、関係者から事情を確認し、事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (エ) 上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- (オ) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員、ご家族等に周知する。
- (カ) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第10条 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第11条 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者

に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(記録の保管)

第12条 委員会の審議内容等、施設内における高齢者虐待防止に関する諸記録は利用終了後5年間保管する。

(指針等の見直し)

第13条 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(指針等の閲覧)

第14条 本指針等は利用者等がいつでも閲覧できるように設置する。

以 上